

労政ちば

No. 555

2015年

夏号

(6月25日発行)



千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」

千葉県庁のホームページにて
「労政ちば」のバックナンバーを
PDFで公開しています。
次号発行は9月25日頃の予定です。



ここをクリック!

「労政ちば」に対するご意見、ご感想はこちらまで

千葉県 商工労働部 雇用労働課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話：043-223-2767 FAX：043-221-1180

- INDEX -

- P01...千葉県男女共同参画推進事業所表彰募集について
- P02...“社員いきいき！元気な会社”宣言企業を募集します！
／ 貴事務所へ両立支援アドバイザーを派遣します！
- P03...労使一体となって、計画的に年次有給休暇を取得しましょう。
- P04...6月は男女雇用機会均等月間です 職場のマタハラでつらい思い、していませんか？
～「妊娠したら解雇」は違法です。雇用均等室にご相談ください～
- P05...賃金未払いについて
- P06...労使間のトラブルは あっせんて解決 個別的労使紛争のあっせん
- P07...千葉労働局の平成27年度の労働施策
- P08...『正社員実現加速プロジェクト』の推進 ～2015年度の取組～
- P09...シルバー人材センターが行う派遣事業！！
- P10...地域の高年齢者の皆様へ！！[技能講習開催]
- P11...ちば企業人スキルアップセミナー / 千葉県立高等技術専門校について
- P12...能力開発セミナーのご案内
- P13...障害のある方のための職業（委託）訓練について
- P14...退職金で、会社の従業員にも活力！
- P15...平成27年国勢調査について

平成27年度

千葉県男女共同参画推進事業所表彰募集について

ひと
働く男女に優しい企業を
知事が表彰します！

千葉県では、仕事と家庭の両立支援や女性の登用・職域拡大等に取り組んでいる県内の事業所を表彰し、ホームページなどで広く紹介しています。

応募方法について <http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/hyoushou/h27koubo.html>



応募締切
8/28

「わが社も頑張ってます！」
「あの企業は女性も男性も
元気に働いているね」
そんな事業所がありましたら、
ぜひご応募ください！

女性の採用や管理職への登用の促進

育児・介護休暇制度の充実

セクハラ防止等の研修の充実

男女共同参画推進への取組

平成26年度の受賞事業所一覧

千葉県知事賞	奨励賞
アシザワ・ファインテック株式会社 株式会社ティーエスケー	広栄化学工業株式会社 株式会社大東システムエンジニアリング 株式会社東京BK足場 株式会社ベイキューブシー
昨年度までの受賞結果や取組内容については、千葉県ホームページに掲載しています。 http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/hyoushou/jushou-ichiran.html	

【お問い合わせ先】

千葉県 総合企画部 男女共同参画課 企画調整班

電話：043-223-2372 FAX：043-222-0904 Mail：kyodo2@mz.pref.chiba.lg.jp

“社員いきいき！元気な会社”宣言企業を募集します！

現在、出産を機に退職した女性の約4分の1が、仕事と育児の両立が難しいという理由で仕事を辞めています。また、働きながら介護する人は290万人、介護により離職する人は年間10万人に上ると言われています。就職する学生に対するアンケートでも「個人の生活と仕事を両立させたい」との項目が上位にあがっています。

千葉県は、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を“社員いきいき！元気な会社”宣言企業として募集・登録し、県のホームページ等で紹介しています。

“社内いきいき！元気な会社”宣言企業であることが広く社内外へ知られることで

- 社員を大切にする
- 企業イメージ向上
- 優秀な若手人材の獲得
- 女性社員の活躍
- 社員の会社への誇り

などの経営効果が期待されます。

「登録ロゴマーク」を社員の名刺や、刊行物に刷り込むなど活用して、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業としてPRできます。



貴事務所へ両立支援アドバイザーを派遣します！

“社内いきいき！元気な会社”宣言企業には、希望により、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣して、御相談に応じるとともに、社員向けの講演を行っています。（従業員300人以下の事業所が対象です）

たとえば...

従業員の定着
生産性の向上

従業員の意欲の向上
新しい知恵や工夫を生み出す職場環境について

多様な人材の獲得
etc

両立支援アドバイザーとともに、
職場環境の改善を考えてみませんか？

育児や介護と両立できる職場にするには？

こんなご相談ができます（例）

- 短時間勤務や育児介護休業制度
- 出産・育児後等の女性の再就職制度整備
- 在宅勤務・短時間勤務制度等多様な勤務制度
- 両立支援のための各種助成金の紹介
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動の策定

社員向けセミナーの講師としても
利用できます！（無料）



“社員いきいき！元気な会社”宣言、両立支援アドバイザーに関する詳細はホームページをご覧ください
<http://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/worklifebalance/portalsite/ikiiki.html>

【お問い合わせ先】

千葉県 商工労働部 雇用労働課 労働環境班

電話：043-223-2743 FAX：043-221-1180 Mail：koyou3@mz.pref.chiba.lg.jp

労使一体となって、 計画的に年次有給休暇を取得しましょう。

働き方、休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？

土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせ、
連休を実現する「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を組み合わせ、
3日（2日）+ 1日以上の休暇を実施しましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給

休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています（平成25年）。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。

就労条件総合調査

1. 導入のメリット

事業主

...労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員

...ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2. 導入例＜例えば、2015年の夏季休暇に導入すると？＞

年次有給休暇を土日、夏季休暇と 組み合わせ、連続休暇に。

計画的付与の年次有給休暇などと土日、夏季休暇を組み合わせ連続休暇にすることができます。

また、点線囲みのような日に

年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
9	年休 10	年休 11	年休 12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

3. 日数＜付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。＞

例）年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

4. 活用方法＜企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。＞

方式	年次有給休暇の付与方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交代制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場で活用
個人別付与方式	従業員個人ごとに付与	従業員の個人的な記念日を優先的に充てるなどして活用

【お問い合わせ先】

千葉労働局 労働基準部監督課 電話：043-221-2304 FAX：043-221-4407

6月は男女雇用機会均等月間です

職場のマタハラでつらい思い、していませんか？

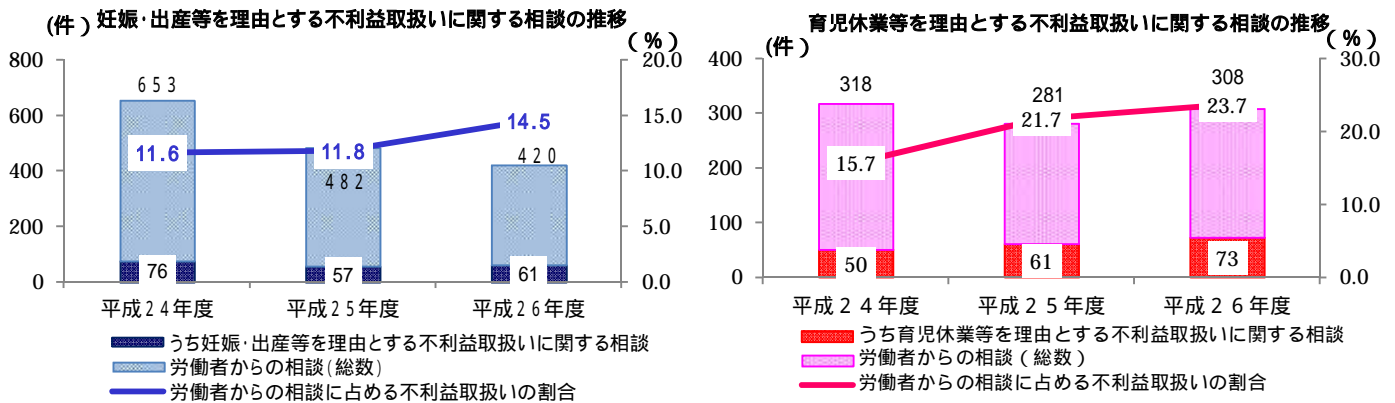
～「妊娠したら解雇」は違法です。雇用均等室にご相談ください～

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としております。

女性が、キャリアをいかして様々な職域・職階で活躍できるようにするためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、妊娠・出産等を理由に退職することなく、子どもを産み育てながら、能力を高めつつ働き続けられる職場環境を整備していくことが不可欠です。

事業主の皆さまには、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いとならないようご留意いただくとともに、妊娠中の女性労働者に対する健康管理（母性健康管理）措置について制度の内容をご理解の上、適切な雇用管理を行っていただきますよう、お願いいたします。

平成26年度に雇用均等室に寄せられた相談状況



妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは禁止されています（均等法第9条）

「妊娠・出産」「産前産後休業」「妊娠中の時差通勤など母性健康管理措置」「つわり、切迫流産などで仕事ができない、労働能率が低下した」「深夜業をしない」などの事由を理由として、解雇、雇止め、退職の強要、正社員からパートへの転換、不利益な自宅待機などの不利益取扱いを行うことは禁止されています。

妊娠中・産後1年以内の解雇は「妊娠・出産・産前産後休業取得等による解雇でないこと」を事業主が証明しない限り無効となります。

妊産婦に対し「母性健康管理の措置」を講じる必要があります（均等法第12条、第13条）

事業主は、女性労働者が妊産婦のための保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。

妊娠中及び出産後の女性労働者が医師等による指導事項を守ることができるようにするために、事業主は、勤務時間の変更や勤務の軽減など必要な措置を講じなければなりません。

【事業主が講じなければならない措置】

妊娠中の通勤緩和 妊娠中の休憩に関する措置 妊娠中又は出産後の症状等に対する措置

【お問い合わせ先】

千葉労働局 雇用均等室 〒260-8612 千葉市中央区 4-11-1

電話：043-221-2307 FAX：043-221-2308

賃金未払いについて



使用者が賃金を支払ってくれません。どうしたらよいですか？

未払賃金の請求する権利は2年、退職金は5年で時効によって消滅します（労基法115条）ので、早めに以下の行動をする必要があります。



未払賃金の確認

未払賃金を請求する前提として、賃金算定の裏付けとなる資料(証拠)を確保することが大切です。その資料としては、タイムカードや業務記録、過去の給与明細書、預金通帳のコピー、労働契約書や就業規則、賃金・退職金規定などがあり、それらを整理しておく必要があります。それらの資料をもとに、割増賃金(1日8時間超える場合は25%、法定休日労働の場合には35%、深夜労働の場合はさらに25%を上乗せ etc)を含め、未払賃金を算出し総額の確定をします。

請求

賃金未払いの解決方法について、一番早い方法は、労働者が使用者と話合いで解決することです。個人の話合いでは困難な場合も考えられますが、一度は自ら請求しなければなりません。

その際、内容証明郵便で請求することで、請求した事実が公的に証明されます。

労働基準監督署等の利用

賃金未払いは労基法(24条)に違反しますので、賃金未払いの資料を準備した上で、「労基法違反申告書」による申告をします。申告をすることで労基署は勤務先に対する調査を行い賃金の支払いを使用者に勧告します。この勧告の結果、会社が未払賃金を支払う場合があります。

ただし、労基署は未払賃金を強制的に支払わせることはできません。

裁判所の利用

支払督促(簡易裁判所): 申立人の申立てだけに基づいて裁判所書記官が行う略式の手続きです。相手方が「お金がない」とか「そのうちに払いますよ」と言ってなかなか支払わないような場合は、この手続きが有効です。異議があれば訴訟となります。

少額訴訟(簡易裁判所): 60万円以下の金銭の支払いを求める場合に限り利用できます。原則として1回の審理で判決が言い渡されるので、早期解決が期待できます。

労働審判制度(地方裁判所): 個別労働関係紛争解決のための制度で、裁判官と労働関係の専門家が、原則3回の期日で審理(調停含む)を終え解決にあたります。

訴訟(140万円以下は簡易裁判所、140万円超は地方裁判所): 裁判官が、法廷で、双方の言い分を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって紛争の解決を図る手続きです。

未払賃金立替払制度

企業が「倒産」したために、賃金が支払われなまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う制度です。

この制度を利用するためには、一定の条件を満たしている必要があります。詳細については、最寄りの労働基準監督署にて確認してください。

【お問い合わせ先】

千葉県 労働相談センター 電話: 043-223-2744

労使間のトラブルは あっせんで解決

個別的労使紛争のあっせん

このようなトラブルに

労働者

- 配置転換の命令が出たが、理由に納得できない。
- 上司からのパワーハラスメントに耐えられない。

使用者

- 事業再編に伴う配置転換に応じてくれない。
- 業務上の指導をしたら、パワーハラスメントを受けたと主張され、困っている。



個々の労働者と使用者との間で起きた労働をめぐるトラブルでお困りのときは、労働委員会がその解決に向けてお手伝いをします。

あっせんとは

公益、労働者、使用者を代表する経験豊富な3名のあっせん員が、当事者双方の主張を確かめ、公正・中立な立場から解決の糸口を見つけ出し、歩み寄りを促す制度です。

「あっせん」は労働者、使用者のどちらからでも申請ができます。

あっせんの特徴

- 簡易...申請の際に必要な書類が裁判などに比べて少なく、開催回数は原則1回です。
- 迅速...裁判などに比べて短期間で解決できます。
- 無料...手続きにかかる費用は無料です。

Q & A

Q トラブルになっていることを周りの人に知られたくありません。秘密は守られますか？

A 制度は非公開です。また、あっせん員や事務局職員には法律で定められた守秘義務がありますので、秘密が漏れることはありません。安心してご利用ください。

Q あっせんはどのように開催されるのですか？

A 労働者、使用者に都合のよい日時を決め、両当事者の出席のもとで開催します。午後5時以降の開催も可能です。

詳細については、労働委員会のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/roudoumondai/kanrenhouki/kobetsu-assen/index.html>



【お問い合わせ先】

千葉県 労働委員会事務局 審査調整課

電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606 Mail：chiroi2@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉労働局の平成27年度の労働施策

千葉労働局は、労働基準、職業安定及び雇用均等の三行政がそれぞれの専門性を十分に発揮するとともに、三行政の連携を密にし、分野横断的な施策を効果的に実施することによって、県民のニーズに合ったきめ細かな行政運営を目指して、信頼される行政の推進に努めて参ります。

働き方改革の推進と安心して安全かつ健康に働くことができる職場づくり

若者、女性を含めすべての労働者が安心して将来に希望をもって働ける職場環境を実現するためには、労働基準法等で定められた労働条件等が確保され、さらに、各企業における働き方の見直しによる「働き方改革」を進めることが必要です。千葉労働局と県内の労働基準監督署では、「働き方改革の推進と安心して安全かつ健康に働くことができる職場づくり」を目標に次の施策を推進していきます。

【最重点施策】

建設業における労働災害防止対策
働き方改革の推進

【重点施策】

労働条件の確保・改善対策
適正な労働条件の整備
STOP! 転倒災害2015 プロジェクトの推進
労働災害を減少させるための各種対策の推進

職業性疾病等の予防対策の推進
メンタルヘルス対策、産業保健対策の推進
労災補償対策の推進
最低賃金制度の適正な運営等
労働保険適用徴収業務の推進
個別労働関係紛争の解決の促進

女性・若者・高齢者等の人材力の強化

中期的に労働力人口の減少が見込まれる中、持続的な経済成長を実現するためには、女性や若者、高齢者、障害者などの力を最大限に引き出すことが重要であることから、女性の活躍推進、若者に対する就業支援、高齢者・障害者の活躍推進に向けた取組を強化します。

また、雇用情勢が改善傾向にある中、福祉分野や建設分野など人手不足分野における人材確保や、正社員雇用の拡大等を図るため、ハローワーク・地方自治体・民間人材ビジネスが連携・協力し、地域全体で労働市場の需給調整機能を強化するとともに、企業の処遇改善など魅力ある職場づくりを進めます。

【最重点施策】

若者をはじめとする正社員希望者に対する就職支援・非正規雇用労働者の処遇の改善
女性の活躍推進のための対策の推進

【重点施策】

職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進
人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善
地方自治体及び民間人材ビジネスと連携した就職支援等の推進
若者の雇用対策の推進
子育てする女性等に対する雇用対策の推進
高齢者の雇用対策の推進
障害者などの雇用対策の推進
外国人の雇用対策の推進
職業訓練受講者に対する就職支援

生活困窮者に対する就職支援
失業なき労働移動の実現
労働者・企業の職業能力開発への支援
ジョブ・カード制度の推進
民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進
雇用保険制度の安定的運営
雇用の分野における男女の均等な機会及び処遇の確保対策の推進
職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保対策の推進

【お問い合わせ先】

千葉労働局 総務部 企画室 電話：043-221-2303

『正社員実現加速プロジェクト』の推進 ～ 2015年度の取組～

2015年度	【ハローワーク(HW)の正社員求人数】425万人 【HWによる正社員就職者数】90万人 【HWの紹介により正社員化したフリーター等の数】32万人
--------	--

2020年	【フリーター数】124万人(ピーク時:217万人(2003年))
-------	----------------------------------

大臣の指示を踏まえ、2015年度の取組を強力に押し進めていくため、以下に掲げる施策について、本省・労働局・ハローワークが一体となって取り組む。

『正社員実現キャンペーン』を強力に推進 経営者団体等に対し、正社員の採用等を働きかける啓発運動を強力に推進 (6～8月に集中キャンペーン)
--

ハローワークによる正社員就職の実現 正社員求人の拡大に取り組み、正社員就職の実現を加速 フリーター女性、年長フリーターに対するキャリア・コンサルティング等の実施

正社員実現に取り組む事業主への支援 『キャリアアップ助成金』の拡充()による派遣労働者の正社員転換、『多様な正社員』の導入支援、人材育成の促進 ()『勤務地限定正社員制度』・『職務限定正社員制度』を導入・適用した場合等の助成を創設 1事業所当たり40万円(1人当たり30万円) 『トライアル雇用奨励金』によるフリーター・ニート等の正社員就職の実現 就業経験等に応じた公共職業訓練、成長分野で求められる人材育成の推進
--

派遣労働者の直接雇用・正社員化促進 『キャリアアップ助成金』の助成額拡充(1人当たり80万円支給)による派遣先における派遣労働者の正社員雇用の促進 第189回通常国会に提出した『労働者派遣法改正案』の早期成立・円滑な施行を目指すことにより、派遣労働者のキャリアアップを促進 派遣先に直接雇用される際のルールを派遣契約に定めるよう措置・周知啓発

未来を創る若者のための総合的・体系的な法的整備 第189回通常国会に提出した『若者雇用促進法案』の早期成立・円滑な施行を目指す。
--

【お問い合わせ先】 千葉労働局 職業安定部 職業安定課 職業紹介係 電話：043-221-4081 FAX：043-202-5140
--

シルバー人材センターが行う派遣事業！！

【シルバー派遣事業とは】

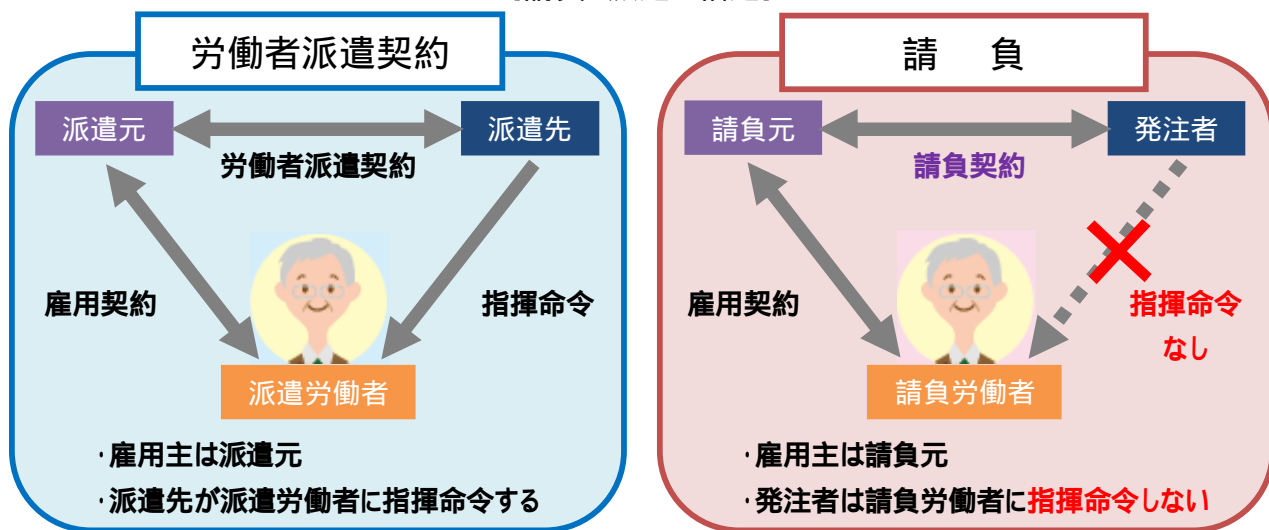
高齢者の多様な働き方に対応した雇用・就業機会を確保するために「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第103号）」により、シルバー人材センターは、届出により一般労働者派遣事業を実施できるようになっております。

【特色とメリット】

知識・経験が豊富で元気な高齢者（60歳以上）を派遣致します。
 有資格者で高度なスキルをもった会員を事業主のニーズに合わせ派遣致します。
 「臨時的・短期的な就業（月10日程度以内）またはその他軽易な業務（週20時間未満）」の就業になり、短期的、短時間、低コストの労働力を提供致します。
 公益的・公共団体ですので、安心してご発注していただけます。
 平成24年10月1日改正の労働者派遣法では30日以下の日雇い派遣は原則禁止となりましたが、60歳以上の人は対象外となっています。
 発注者の指揮命令の下で他の従業員と共同で働くことが可能となります。
 必要な時に、必要な時間、必要な人材を確保できます。
 人の募集や面接、教育にかかる時間と費用が不要になります。



【請負と派遣の相違】



【お問い合わせ先】

公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会

電話：043-227-5112 FAX：043-227-5197 Mail：chibaren@sjc.ne.jp

地域の高年齢者の皆様へ！！[技能講習開催]

シルバー人材センターが行う一般労働者派遣就業にて就業を希望する地域の高年齢者（60歳以上の方）を対象に、技能講習を開催いたします。

シルバー人材センターが行う一般労働者派遣事業にて就業するには、お住まいの市町村のシルバー人材センターへの入会が必要となります。

参加希望の方は、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会へお問合せください。

保育補助講習

【開催市】
・松戸市
・印西市

福祉車両運転 技能講習

【開催市】
・松戸市・成田市
・市原市・習志野市

介護基礎講習

【開催市】
・千葉市・松戸市
・佐倉市・東金市

技術を身に付けて
シルバー派遣事業で
働いてみませんか！

福祉輸送ヘルパー 養成講習

【開催市】
・印西市・東金市
・木更津市・旭市

調理補助講習

【開催市】
・千葉市・松戸市
・成田市・旭市
・木更津市

ビジネス用 ラッピング講習

【開催市】
・千葉市
・松戸市

【お問い合わせ先】

公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会

電話：043-227-5112 FAX：043-227-5197 Mail：chibaren@sjc.ne.jp

ちば企業人スキルアップセミナー

千葉県立高等技術専門学校では、企業で勤務されている方の能力向上や資格取得を、短期間でサポートするため、「ちば企業人スキルアップセミナー」を開催しています。

7～10月にお申込みいただけるメニュー型のセミナーは下記のとおりです。

ぜひ御自身のスキルアップに当セミナーを御活用ください。皆様のお申し込みをお待ちしております。

セミナー名	開催日	申込期間	定員	実施校	受講料	テキスト代
Photoshop 応用	8/4(火)・5(水)	7/14(火)まで	8名	東金	3,000円	2,808円
Illustrator 応用	8/6(木)・7(金)	7/16(木)まで	8名	東金	3,000円	2,808円
HTMLとCSSによるWebサイト作成	8/22(土)・23(日)	8/3(月)まで	10名	船橋	3,000円	2,138円
Excel(マクロ/VBA)実践	8/29(土)・30(日)	6/29(月) ～8/10(月)	10名	船橋	3,000円	2,808円
型枠大工の初歩	8/29(土)・30(日)	6/29(月) ～8/10(月)	10名	東金	3,000円	1,030円
第二種電気工事士(下期)筆記試験対策	9/5(土)・12(土) ・19(土)	7/3(金) ～8/17(月)	20名	船橋	4,500円	1,944円
第二種電気工事士(下期)筆記試験対策	9/5(土)・12(土) ・19(土)	7/3(金) ～8/17(月)	15名	市原	4,500円	1,944円
プレス機械作業主任者技能講習	9/8(火)・9(水) ・10(木)	7/8(水) ～8/18(火)	10名	船橋	4,000円	1,512円
機械製図 基礎編(機械図面の読みかた・描きかた)	9/16(水)・17(木)	7/16(木) ～8/26(水)	10名	船橋	3,000円	1,404円
AutoCADの基礎(操作編)	9/29(火)・30(水)	7/29(水) ～9/8(火)	6名	旭	3,000円	不要
技能検定2級 建築大工受検対策	9/27(日)・10/18(日) ・11/22(日)	7/27(月) ～9/7(月)	6名	東金	5,250円	2,916円
型枠大工の初歩	10/10(土)・11(日)	8/10(月) ～9/24(木)	10名	東金	3,000円	1,030円
AutoCADの基礎(操作編)	10/13(火)・15(木)	8/13(木) ～9/24(木)	10名	船橋	3,000円	不要

【ちば企業人スキルアップセミナーのご案内HP】 <http://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/kunren/skillup/index.html>

千葉県立高等技術専門学校について

千葉県立高等技術専門学校では、各分野の将来を担う、人材の育成に取り組んでいます。

各分野で必要となる資格の取得や、専門的な技能を習得し、企業への就職を目標に日々訓練しています。

下記の3コースは10月入校コースです。詳しいコース内容は各高等技術専門学校までお問い合わせください。

校名	科名	定員	期間	募集期間	選考日
船橋高等技術専門学校 (TEL 047-433-2790)	金属加工科	12名	9か月	27.7.21(火) ～27.8.14(金)	27.8.27(木)
市原高等技術専門学校 (TEL 0436-22-0403)	ビルメンテナンス科	16名	6か月	27.7.27(月)	
我孫子高等技術専門学校 (TEL 04-7184-6411)	造園科	11名		～27.8.18(火)	

【各高等技術専門学校のご案内HP】 <http://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/kunren/senmonkou/27bosyuu.html>

【お問い合わせ先】 千葉県 商工労働部 産業人材課 職業能力開発班

電話：043-223-2754 FAX：043-221-3730 Mail：syokuno001@mz.pref.chiba.lg.jp

能力開発セミナーのご案内（ポリテクセンター千葉）

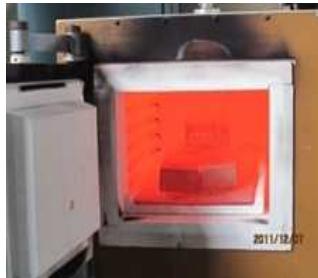
ポリテクセンター千葉では、在職者の皆様を対象に、「ものづくり分野」に特化した能力開発セミナーを実施しております。

「機械系」、「電気・電子系」、「居住系」の3つの専門分野を中心に、今回ご案内したコース以外にも様々なコースを実施しております。詳しくは当センターのホームページをご覧ください。

なお、パンフレットをご希望の方は下記までお問い合わせください。

また、あらかじめ設定されているコース以外にも、事業主の皆様の要望に応じた「オーダーメイド型能力開発セミナー」のご相談を承っておりますので、お気軽にご相談ください。

コース番号	コース名	日程	受講料 (円)	コース概要
S0601	現場の問題解決実践(5Sの実践と定着)	7/14(火) 15(水)	8,000	現場の問題把握・改善技法および後輩育成のための指導技法を習得します。
S0401	営業活動と連動した戦略的生産管理	7/21(火) 22(水)	8,000	企業の利益体質を維持向上できるような生産管理システムを構築するための知識と技術を習得します。
M0901	旋盤精密加工技術	7/22(水) 23(木) 24(金)	15,000	旋盤による加工方法、組み合わせ加工、部品加工に必要な実践的な知識・技能・技術を習得します。
E2501	画像処理・認識技術	7/28(火) 29(水)	13,000	画像処理・認識技術に関する基本的な知識・技術等を習得します。
E0301	実践的PLC制御技術(三菱FX編)	8/5(水) 6(木)	7,500	PLCへの入出力機器配線からラダー・プログラミングまで、実習を通して習得します。
E0801	PLC制御による位置決め制御技術	8/5(水) 6(木)	13,000	ACサーボモータをアクチュエータに用い、PLC制御による位置決め手法を習得します。
M1002	フライス盤精密加工技術	9/1(火) 2(水) 3(木)	15,000	正面フライスおよびエンドミルを用いたフライス加工に関する知識と技能を習得します。
H1501	木造住宅における壁量計算技術	9/5(土) 6(日)	11,000	木造住宅の壁量設計において設計の手順と構造計画の知識を習得します。
E0701	タッチパネルを活用したFAライン管理	9/16(水) 17(木)	7,500	タッチパネルの作画方法からタッチパネルを使用したPLC制御までの知識と技能を習得します。
E2102	電気系技術者のためのプログラム開発技術(C言語編)	9/16(水) 17(木) 18(金)	13,000	C言語による基本的なプログラムから実用的なプログラムの開発技術を習得します。
H0202	有接点シーケンス制御の実践技術	9/19(土) 26(土)	10,000	シーケンス制御回路の設計および配線等の実践を通して回路の理解、保守管理までを習得します。
W0301	金属材料の選び方とその熱処理方法	9/30(水) 10/1(木) 2(金)	17,000	各種熱処理技術に必要な鉄鋼材料の知識および熱処理後に発生する割れなどのトラブルの解決法を習得します。



【お問い合わせ先】

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部

千葉職業能力開発促進センター（ポリテクセンター千葉） 訓練第二課

電話：043-422-4622 FAX：043-304-2132 URL：<http://www3.jeed.or.jp/chiba/poly/>

障害のある方のための職業（委託）訓練について

障害のある方のための職業（委託）訓練生の募集

この訓練は、県が求職中の障害のある方を対象に、企業や社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等に委託して、就労に役立てていただくために実施する短期の公共職業訓練です。

(1) 訓練期間 1～4ヶ月

(2) 募集コース

PC技能習得コース（1～3ヶ月）

主に初級の方を対象にパソコンの活用能力やITに関する知識・技能を習得します。

作業実務コース（1～3ヶ月）

実技を中心とした作業訓練を通して働く姿勢や知識・技能・態度を習得します。

企業実践コース（1～3ヶ月）

企業などの事業所現場で作業実習を行い、実践的な職業能力を習得します。

デュアルシステムコース（2～4ヶ月）

座学などの施設内訓練で働く姿勢や知識・技能・態度を習得し、その後、企業などの事業所で実際に即した作業実習を行います。就労に必要な職業能力を一貫して習得します。

e-ラーニングコース（4ヶ月）

職業能力開発施設への通所が困難な重度の障害のある方を対象に、在宅就業等の促進を図るため、インターネットを活用した教育訓練技法によりIT技能等を習得します。

在職者訓練（3ヶ月以内）

在職障害者を対象に、座学による訓練を行い雇用継続に資する知識・技能を習得します。

(3) 訓練対象者

訓練開始日において65歳未満の方

公共職業安定所に求職登録をされていて斡旋を受けられる方（在職者訓練を除く）

訓練を受けることにより就労が見込める方（在職者訓練を除く）

症状が安定しており、訓練受講に支障のない方

障害のある方のための職業（委託）訓練にご協力いただける企業・団体を募集

県では、障害のある方を対象に多様な委託先での職業訓練事業を実施しています。この事業は、障害のある方の個々の状況に応じて行う作業実務コース、事業所現場で行う実践的な企業実践コース、座学と事業所現場での職場実習を組み合わせたデュアルシステムコースを設定していますが、この事業の実施にご協力いただける企業・団体を募集しています。

<お問い合わせ先等>

上記の募集の詳細につきましては、県のホームページをご覧になるか下記までご連絡ください。

千葉県立障害者高等技術専門学校

〒266-0014 千葉市緑区大金沢町470番地

Tel : 043-291-7744 Fax : 043-291-7745

ホームページアドレス

<http://shogisen.ec-net.jp/>（障害者高等技術専門学校）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/>（県産業人材課）

【お問い合わせ先】

千葉県 商工労働部 産業人材課 障害者就労支援班

電話 : 043-223-2756 FAX : 043-221-3730 Mail : jinzai2@mz.pref.chiba.lg.jp

退職金で、会社の従業員にも活力！

中退共
小企業 退職金 済制度

会社に有利
掛金は全額非課税なので
節税につながります。
手数料も必要ありません。

安心・確実
国が掛金の一部を
助成します。

**パートさんも
加入OK**
パートさんのための
特例掛金月額を
ご用意しています。

カンタン管理
外部積立で管理もカンタン。
納付状況や試算額も
定期的にお知らせします。

中小企業のための退職金制度「中退共」は
1959年の設立以来、100万社以上が活用してきた国の制度です。

* 解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。

中退共制度の仕組み

加入申込	お近くの金融機関等の窓口でお申し込みください。 事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。
掛金納付	毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。
支払い	退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

詳しくはホームページをご覧ください <http://chutaikyō.taisyokukin.go.jp>

【お問い合わせ先】

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 電話：03-6907-1234 FAX：03-5955-8211

平成27年国勢調査について

国勢調査 2015

平成27年10月1日

総務省統計局・千葉県・市町村



平成27年10月1日に国勢調査が実施されます。国勢調査は、日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づいて実施されています。

国勢調査の結果は、福祉施設や生活環境整備、災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせないさまざまな施策の計画策定などに利用されます。また、東日本大震災後初めての人口・世帯に関する全数調査となることから、震災の影響把握、復興計画の策定や復旧状況の評価に必要なデータとしての利用も期待されます。

今回の調査から回答はオンライン先行方式が導入されることとなったため、紙の調査票での回答に先立って「インターネット回答の利用案内」が配布されます。御回答をよろしくお願いいたします！

国勢調査2015キャンペーンサイト：<http://kokusei2015.stat.go.jp>

【お問い合わせ先】

千葉県 総合企画部 統計課 人口室 櫻井、大塚

電話：043-223-2223 FAX：043-227-4458 Mail：tkjinkou@mz.pref.chiba.lg.jp